

瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付要綱

瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付要綱（平成24年告示第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市は、市内の経済活性化と地域課題の解決を目的として、市内において新たな事業を実施する者に対し、必要な経費の一部を補助するものとし、その交付等に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）創業 他の法人等に属さない独立した個人が、新たに法人を設立し事業を開始すること又は個人事業主として事業を開始すること。
- （2）第二創業 他の法人等に属さず、過去に事業を行い、又は現に事業を営んでいる個人又は法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種（日本標準産業分類の中分類が異なる業種）への転換や進出をすること。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）市内において創業をする者又は第二創業をする者
- （2）個人においては、補助対象事業完了時に市内に住所を有する者、法人においては、補助対象事業完了時に市内に本店又は主たる事務所を置く者
- （3）実績報告後90日以内に操業を開始できる者

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付は、同一事業者（同一事業者とみなされる場合を含む。）につき1回限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は本補助金の交付対象者としない。

- （1）瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等である者
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項及び第11項に掲げる営業のいずれかに該当する事業を行う者
- （3）他の者が行っていた事業を継承して事業を行う者
- （4）操業以後、他の法人又は個人事業主から賃金を得ながら補助対象事業を行う者
- （5）その他市長が適当でないと認める事業を行う者

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、常時従事する者がいない事業は除くものとする。

- （1）市内で創業をする者又は第二創業（当該事業の開始に伴う新規雇用者を1年以上継続して雇用する場合に限る。）をする者が行う、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を作成し、計画の実効性が確認された事業
- （2）次に掲げるいずれかの融資（以下「創業資金融資」という。）を受け、当該融資の額が、総事業費の3分の1以上である事業

ア 国又は地方自治体を実施する創業又は第二創業に係る融資

イ 政策金融機関が実施する創業又は第二創業に係る融資

ウ 民間金融機関が実施する創業又は第二創業に係る融資

エ 公共的団体が実施するアからウまでの規定に準ずる融資

- （3）地域経済の活性化及び地域課題の解決を図る事業で、地域への波及効果が見込まれるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市の他の補助金の交付対象となる事業は本補助金の交付対象としない。

- （1）瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成12年条例第55号）第4条に規定する奨励金の交付対象となる事業で、当該奨励金の交付を受けない場合

(2) 瑞浪市小規模事業者経営改善資金融資等利子補給金交付規則（平成26年規則第4号）第2条に規定する利子補給の対象となる事業で、当該利子補給を受けない場合
（補助対象経費）

第5条 本補助金の補助対象経費は、創業資金融資の対象となった設備資金で、創業又は第二創業をするうえで必要な設備等に係る費用（土地購入費を除く。）とする。ただし、本補助金の交付決定前に取得した財産に係る設備資金は補助対象経費に含めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費となった設備資金のうち国又は地方公共団体（本市を含む。）の補助金を充てる設備に係る経費は、本補助金の補助対象経費から除くものとする。
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。
（交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の開始前に瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 本補助金の交付申請時に創業資金融資の実施が決定しているときは当該融資に係る契約書の写し、決定していないときは当該融資に係る申込書の写し

(3) 誓約書（様式第2号の2）

(4) 申請前3月以内に取得した履歴事項全部証明書の写し（法人かつ第二創業の場合）

(5) 補助対象事業とは別に国又は瑞浪市以外の地方自治体の補助金を活用して行う事業（以下「他の補助金活用事業」という。）と一体で事業を行う場合は、他の補助金活用事業に係る事業計画及び資金計画等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（審査会）

第8条 市長は、交付決定に係る審査を行うときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会に諮るものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、補助金を交付することを決定したときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助対象事業の成果を示す文書、図面及び写真

(2) 補助対象事業に係る創業資金融資の契約書の写し

(3) 補助対象経費に係る費用についての支出を証する書類

(4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人設立届出書の写し（創業の場合）

(5) 雇用契約内容が確認できる書類の写し（第二創業の場合）

(6) その他市長が必要と認めるもの

（事業状況報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した年度の終了後5年間、事業の成果に係る毎年度の状況について、翌年度の4月30日までに瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金事業状況報告書（様式5号）により市長に報告しなければならない。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が、規則及びこの要綱の規定に違反した場合又は第4条に規定する補助対象事業の要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第21条に規定する市長の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分した場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(成果の公表等)

第14条 市長は、補助金の交付決定をした事業を公表することができる。

2 市長は、補助対象事業の成果について公表すること及びセミナー等において補助事業者に発表させることができる。

3 市長は、補助対象事業に伴う製品等については、補助事業者に対して公の場への展示を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第6条関係)

区分	補助率	限度額
創業	3分の1以内	500万円
第二創業	4分の1以内	300万円